

令和6年度北遠総合庁舎緑地管理業務委託契約書

静岡県西部農林事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度北遠総合庁舎緑地管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「北遠総合庁舎緑地管理業務委託仕様書」及び「業務工程表」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 前項の「要領」中の方法・仕様及び施工月の詳細については、甲乙協議の上、決定する。
（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和6年 月 日から令和7年3月3日までとする。
（委託費）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第5条 乙は、第13条の承認を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（年間の業務工程表の提出）

第10条 乙は、この契約の締結後10日以内に要領に定める年間の業務工程表を甲に提出

し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(現場責任者)

第 12 条 乙は、次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとし、書面により甲に通知するものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

2 甲は、委託業務の履行に関する注文、指示等を乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(実績報告書及び完了報告書の提出)

第 13 条 乙は、その月の委託業務終了後、速やかに実績報告書を甲に提出し、承認を得なければならない。また、すべての委託業務終了後、速やかに完了報告書を甲に提出し、承認を得なければならない。

(法令上の責任)

第 14 条 乙は、委託業務の処理に当たり乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(服務規律の保持)

第 15 条 乙は、従業員に作業衣の胸に氏名等を明示させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第 17 条 甲又は乙が第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第 18 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 19 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

(甲)

住 所 静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号

氏 名 静岡県西部農林事務所長 増田 浩章 ㊟

(乙)

住 所

氏 名 ㊟

令和6年度 業務工程表

業務名：北遠総合庁舎緑地管理業務委託

区分	対象	数量	回数	延べ数量	単位	方法・仕様	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
芝生管理工																
刈芝	芝生地	435	2	870	m ²	機械刈り等										
	目地芝	185	2	370	m ²	機械刈り等										
除草	芝生地	435	2	870	m ²	C A T 剤・M G P 剤等										
	目地芝	185	2	370	m ²	C A T 剤・M G P 剤等										
	西側駐車場	400	2	800	m ²	機械刈り等										
	東側駐車場	238	2	476	m ²	機械刈り等										
樹木管理工																
病虫害防除	高木類	384	3	1,152	リットル	スミチオン乳剤・エムダイフアアー水和剤等										
	中木類	231	3	693	リットル	スミチオン乳剤・エムダイフアアー水和剤等										
	低木類	300	3	900	リットル	スミチオン乳剤・エムダイフアアー水和剤等										
刈込	低木類	5,000	1	5,000	株	刈り込み										
剪定	高木類	42	1	42	本	委託者が指定する高木										
剪定	中木類	53	1	53	本	委託者が指定する中木										
剪定	東側駐車場	25	1	25	m	プレハブ倉庫周辺の雑木類										
除草	植樹帯	5,000	2	10,000	m ²	手抜き除草等										

※すべての業務について事前に担当と打合せのうえ行うこと

※契約時期や天候等により、時期は相談決定します。

緑地管理業務委託実績報告書

静岡県西部農林事務所
所長 増田 浩章 様

受託者 住 所
名 称
代表者

下記のとおり報告します。

令和 年 月分

項目・区分	作業数量	作業月日	備考

緑地管理業務委託完了報告書

- 1 業務名 令和6年度 北遠総合庁舎緑地管理業務委託
- 2 施行箇所 静岡県北遠総合庁舎敷地内
- 3 業務委託費 円
- 4 契約年月日 令和 年 月 日
- 5 履行期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 6 完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり完了したのでお届けします。

令和 年 月 日

委託者 静岡県西部農林事務所
所長 増田 浩章 様

受託者 住 所
名 称
代表者